

令和 5 年（行ウ）第 7 号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畠 太作 外 7 名

被告 山口県知事 村岡嗣政

### 訴えの変更申立書

2023年9月28日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 川 瞳

頭書事件について、原告らは、次のとおり追加的に請求の趣旨を変更する。

#### 第 1 請求の趣旨の変更

- 1 被告は、村岡嗣政に対し、300円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
  - 2 被告は、田中康史に対し、360円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
  - 3 被告は、武林弘子に対し、330円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
  - 4 被告は、村岡嗣政に対し、990円及びこれに対する2022年4月29日から支払い済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
  - 5 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因の変更

### 1 本訴訟の概要

本訴訟は、2022年4月29日に、山口県知事である村岡知事、山口県の職員である弘田隆彦、田中課長及び武林主幹が公務として山口護国神社の主催する春季例大祭（以下「本件例大祭」という。）に出席して参拝及び挨拶をした行為（以下「本件参拝」という。）が、憲法の定める政教分離原則（憲法20条1項後段、同条3項、89条）等に違反するから、本件参拝のために山口県から支出された村岡知事の公用車使用のための支出（本件支出1）、田中課長の旅費の支出（本件支出2）、武林主幹の旅費の支出（本件支出3、以下、本件支出1から本件支出3をあわせて「本件支出」という。）が違法であるとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき

（1）本件支出当時、山口県知事として、本件支出を阻止すべき指揮監督上の義務を負っていた村岡知事に対して、本件支出合計額990円の損害賠償（ただし、本件支出1の相手方としての責任は300円の範囲に限る）又は660円の不当利得返還（変更後の請求の趣旨第1項及び第4項）

（3）本件支出2の相手方である田中課長に対して、360円の損害賠償ないし不当利得返還（変更後の請求の趣旨第2項）

（4）本件支出3の相手方である武林主幹に対して、330円の損害賠償ないし不当利得返還（変更後の請求の趣旨第3項）

及びそれぞれの金員に対する2022年4月29日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを求める住民訴訟である。

### 2 本件参拝の違法性

#### （1）政教分離原則

憲法20条1項後段、同条3項、89条は、政教分離原則を定め

ている。政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との関わり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、その関わり合いが我が国の社会的文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。上記のような政教分離原則の意義に照らすと、憲法20条3項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教との関わり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである（最高裁昭和52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁）。

#### （2）本件例大祭が宗教的行事であること

本件例大祭は、宗教法人たる山口県護国神社が主たる宗教儀礼として開催するもので、神道の思想に基づき戦没者を慰霊することを目的としている。本件例大祭は、山口県護国神社という宗教施設において、神道の方式に従った順序作法に則って式典が行われ、その後に戦没者を慰霊する挨拶等が行われるから、宗教的な行事であることは明らかである。

#### （3）本件参拝が違法であること

村岡知事、田中課長、武林主幹は、上述のような神道の宗教的行事である本件例大祭の式典に来賓として参加し、神道の宗教的儀礼である玉串拝礼を行った。そして、村岡知事は、式典終了後、山口県を代表して、甲2の内容の挨拶を行った（甲8）。村岡知事は、挨拶の中で死者を「英靈」と呼ぶなど、村岡知事らの本件参拝は、宗教色の強いものであり、参加の態様も単に受動的に参列したというものではなく、式典終了後に県の代表として神道の思想に基づく挨拶を行うなど、神道との関わり合いが相当程度を超えるものである。そのため、村岡知事らの本件参拝は、社会的儀礼を超えた行為であり、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような効果を伴うものである。

知事及び職員による護国神社への公務としての参拝について、市民団体が行ったアンケート結果によると、回答した40道府県のうち、山口県を含む7県しか公務による参拝を行っていないことがわかった。そして、公務による参拝をしなかった道府県からは、その理由として政教分離原則に違反するおそれが挙げられている（甲9、甲10）。この調査結果は、知事及び職員が公務として例大祭に参加してすること自体が、一般的に考えて、社会通念上、神道という特定の宗教との関わり合いが相当とされる限度を超えるものと受け止められていることを示している。

したがって、本件参拝は、式典へ出席したうえ宗教儀礼である玉串拝礼を行い、神道の思想に基づいた挨拶をしている点において、宗教との関わり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の補償の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであり、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に反する違法なものである。

## 4 財務会計法規上の義務違反

### (1) 被告の主張について

被告は、本件各請求が住民監査請求を前置しておらず、また、本件各請求が住民訴訟の対象とならない旨を主張する。しかし、原告らは、本件支出について、住民監査請求を経ている。そして、本件支出は、以下述べるとおり、住民訴訟の対象たる財務会計上の行為である。

### (2) 本件支出が財務会計上の行為であること

地方自治法上、支出（広義）は、地方公共団体の支出（広義）の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為、同法232条の3）、地方公共団体の長による政令で定めるところによる命令（支出命令、同法232条4項第1項、同施行令160条の2）、会計管理者による支出（狭義、同法232条の4第1項、2項）の各段階に別れる。支出（広義）については、その性質上、財務会計上の行為に該当することについては疑問の余地がない。

### (2) 本件支出が違法であること

原因行為を前提としてされた財務会計上の行為が財務会計上の義務に違反するものであるかは、原因行為が著しく合理性を欠き、そのために財務会計上の行為の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるかどうかにより判断される（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決、民集46巻9号2753頁）。

本件支出の原因行為は本件参拝であるところ、前述のとおり、本件参拝は憲法の規定する政教分離原則に違反しており、著しく合理性を欠くもので、財務会計上の見地からも看過できない瑕疵がある。

## 5 損害及び利得額

### (1) 村岡知事

ア 村岡知事は、山口県の長として、財務会計上の行為を行う権限を

法令上本来的に有するものであるから、地方自治法 242 上の 2 第 1 項 4 号前段にいう「当該職員」に該当する。村岡知事は本件参拝を職務として行うことを命令し、自らも本件参拝という原因行為を行なっているから、村岡知事は本件支出を阻止すべ指揮監督上の義務に違反したことについて故意が認められる。したがって、村岡知事は、財務会計法規上の義務に違反して、山口県に合計 990 円の損害を与えた。

イ また、村岡知事は、本件参拝のため公用車を利用しているが、本件参拝は違法であり、行政庁の正当な業務とはなりえないから、本件参拝に参加するために要したガソリン代相当額の損害を県に与え、または不当に利得した。したがって、山口県は、本件支出 1 の相手方としての村岡知事に対し、ガソリン代相当額である 300 円の損害賠償ないし不当利得返還請求権を有している。

#### (2) 田中課長

田中課長は、本件参拝のため、山口県から 360 円の旅費の支給を受けているが、先に述べたとおり、本件参拝は違法であり正当な業務たりえないから、山口県は、本件支出 2 の相手方である田中課長に対し、本件参拝のための旅費相当額の損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を有している。

#### (3) 武林主幹

武林主幹は、本件参拝のため、山口県から 330 円の旅費の支給を受けているが、先に述べたとおり、本件参拝は違法であり、正当な業務たりえないから、山口県は、本件支出 3 の相手方である武林主幹に対し、本件参拝のための旅費相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有している。

### 6 結論

よって、原告らは、第 1 の請求の趣旨の変更記載のとおりの判決を求

める。

以 上